平成２１年（フ）第１５７号
茨城県神栖市大野原中央１丁目３番１号
債務者　藤土加津美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６０号
茨城県行方市北高岡682番地７
債務者　齋藤　重作
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６１号
茨城県行方市北高岡682番地７
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６２号
茨城県行方市矢幡67番地
債務者　西田　広子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６４号
茨城県鹿嶋市大字宮中260番地80ファイブリー２
債務者　齊藤あさ美（旧姓高林・幸田）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県神栖市土合北２丁目６番６－６号
債務者　今野　直子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県鹿嶋市小山1088番地54
債務者　橋村　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６７号
茨城県神栖市深芝南１丁目17番地１　センチュリーハイム103号
債務者　佃　　春美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７１号
茨城県神栖市大野原４丁目３番47号
債務者　大西　匡宣
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７２号
茨城県神栖市神栖１丁目11番４号
債務者　丸山　信一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５１６号
埼玉県深谷市上柴町東２丁目１番地18
債務者　橋本　光男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５３号
埼玉県行田市谷郷１丁目５番33号
債務者　落神　秀敏
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７５号
山梨県北杜市高根町清里3545　清里の森３－26－６　文教内、住民票上の住所山梨県北杜市長坂町長坂上条2534番地６
債務者　小田切光江
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１０号
京都市西京区桂千代原町25番地54
債務者　川上　忠志
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２３号
京都市西京区松尾鈴川町15番地65
債務者　飯田　早苗（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５５号
京都府宇治市木幡北畠10番地の６、申立時の住所京都府宇治市宇治野神45番地の55
債務者　荒木富美雄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７４号
京都市北区紫野東舟岡町14番地１　シャトー朝日１－Ｂ
債務者　Ｔｒｕｅこと　山本佳代子(旧姓村上)
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８９号
京都府長岡京市友岡山王４番地３　山王荘208
債務者　西島　健一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係